同　奥田　達生　同　高場　大地
最高裁判所事務総局民事局付を免ずる（各通）
同　水木　淳
最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる
同　武富　可南　同　那波　郁香
最高裁判所事務総局行政局付を免ずる（各通）
東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　渡部　孝彦
最高裁判所事務総局家庭局付を免ずる
静岡家庭裁判所判事補兼静岡地方裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事　橋詰　水音
大阪家庭裁判所判事補に補する
兼ねて大阪地方裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する（以上七月一日）
水戸地方裁判所判事補兼水戸家庭裁判所判事補・水戸簡易裁判所判事　橋詰　英輔
神戸地方裁判所判事補に補する
兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する
神戸家庭裁判所姫路支部勤務を命ずる
姫路簡易裁判所判事に補する
金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補・金沢簡易裁判所判事　堀内　隼
水戸地方裁判所判事補に補する
水戸地方裁判所土浦支部勤務を命ずる
兼ねて水戸家庭裁判所判事補に補する
水戸家庭裁判所土浦支部勤務を命ずる
土浦簡易裁判所判事に補する
山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補・山形簡易裁判所判事　本多　進
横浜地方裁判所判事補に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する（以上七月二日）
奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・葛城簡易裁判所判事　三嶋　朋典
広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補・広島簡易裁判所判事　澤野　真未
東京家庭裁判所判事補に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
熊本家庭裁判所判事補兼熊本地方裁判所判事補・熊本簡易裁判所判事　加藤　靖之
大津地方裁判所判事補に補する
兼ねて大津家庭裁判所判事補に補する
大津簡易裁判所判事に補する（以上七月五日）
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　久保田寛也
広島地方裁判所判事補に補する
兼ねて広島家庭裁判所判事補に補する
広島簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・尼崎簡易裁判所判事　松岡　佑美
名古屋地方裁判所判事補に補する
兼ねて名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上七月六日）
東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　伊藤健太郎
熊本地方裁判所判事補に補する
兼ねて熊本家庭裁判所判事補に補する
熊本簡易裁判所判事に補する（七月十一日）

○定年退官
簡易裁判所判事森淳一郎は六月二十七日限り定年退官
最高裁判所判事山浦善樹は七月三日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月十四日フランス国の国祭日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第一号

公調委平成二十七年（フ）第一号福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年七月十五日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

福岡県福岡市博多区堅粕一丁目一番七号（本店所在地　福岡市博多区豊二丁目二番五七号）

裁定申請人　有限会社ティーグリーン
代表者　代表取締役　寺本宗二
福岡県福岡市博多区東公園七番七号

処分庁　福岡県知事

福岡県知事が平成二十七年十月九日付けをもって有限会社ティーグリーンの岩石採取計画の認可申請に対してした不認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　平成二十八年七月二十七日午前一一時〇〇分

三　場所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目三番三号　ＡＮＡクラウンプラザホテル福岡　三階宴会場「ロータス」

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮城労働局の関係事業主を代表する者高橋清明の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年７月15日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年７月29日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　宮城労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成28年７月14日をもって満了した。

平成28年７月15日

人事院人材局企画課長　岩崎　敏

記

平成27年度海上保安学校学生採用試験（特別）

平成二十八年海事代理士試験の施行

平成二十八年海事代理士試験の施行について、海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年七月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

一、試験地及び試験場所

イ　筆記試験

札幌市　北海道運輸局
仙台市　東北運輸局
横浜市　関東運輸局